

社会福祉法人同朋福祉会の第4期行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間

2. 内容

目標1 妊娠中及び出産後の従業員の健康管理や相談窓口の設置し、育児休業休暇を取得しようとする職員が相談しやすい環境をつくる

《対策》

- 平成29年4月 ・相談窓口担当者を選任する
- 平成29年5月 ・妊娠中および出産後の心と体の変化などの周知アンケートをとる
・育児休業等に関する制度の周知を行う
- 平成29年10月 ・妊娠、育児経験者による研修
- 平成30年4月 ・育児休業等に関する制度の周知を行う
- 平成30年10月 ・妊娠、育児経験者による研修
- 平成31年4月 ・育児休業等に関する制度の周知を行う
- 令和1年10月 ・妊娠、育児経験者を中心とした再周知の研修
- 令和2年3月 ・報告書を作成する

目標2 年次有給休暇の取得率を各施設で目標を立て達成する

同朋学園 年次有給の取得率を前年度より向上させる
同朋保育園 年次有給の取得率一人当たり年間60パーセントを3年間維持する
同朋にこにこ園 年次有給取得率の促進（一人当たり年間65パーセント）
同朋住吉台こども園 年次有給の取得率一人当たり年間60パーセントを3年間維持する
はたつかこども園 年次有給の取得率一人当たり年間62パーセント以上取得する

《対策》

- 平成29年4月
30年4月
31年4月
 - 平成29年10月
30年10月
令和1年10月
 - 平成30年2月
31年2月
令和2年2月
令和2年3月
- ・有給休暇の意味について会議にて職員周知をする
従業員には取得する権利があること
付与日数について
前年度分を繰り越し取得できること
雇用者側には「時期変更権」があること
- ・有給休暇取得状況の中間集計
 - ・取得状況の集計、評価、改善点を検証し、報告書を作成する
 - ・各施設年次有給休暇の所得目標を達成する